#### アスファルト混合物取扱要領

1 使用できるアスファルト混合物

宮崎県所管の舗装工事等で使用することができるアスファルト混合物は、この要領に基づき県が承認したアスファルトプラントで製造される加熱アスファルト混合物と再生加熱アスファルト混合物とする。

## 2 アスファルトプラントの承認

- (1) アスファルトプラントの承認を得ようとする者は、アスファルトプラント承認願い(様式-1)を、所轄の土木事務所長へ提出するものとする。
- (2) 土木事務所長は、アスファルトプラント承認願いを受理した時は、 意見を付して県土整備部長(技術企画課)へ進達しなければならない。
- (3) 県土整備部長は、現地調査等を行い、アスファルトプラント承認基準(別紙-2) に適合するものについて、承認するものとする。
- (4) アスファルトプラントの承認を得た者(以下「アスファルトプラント業者」という。)は、承認後、承認願いの内容に変更を生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。
- (5) アスファルトプラント業者は、県土整備部長が命じた職員が、アスファルトプラントに立ち入って検査、指導等を行うことについて異議なく協力するものとする。
- (6) 県土整備部長は、アスファルトプラント業者が、下記①~④のいずれかに該当することが確認された場合には、承認を取り消すことができる。
  - ① アスファルト混合物の品質規格を逸脱して不良製品を供給したとき。
  - ② 正当な理由がなく、この要領の規定に違反し、措置を講じないとき。
  - ③ 承認を得てから1年以内に営業を開始せず又引続き1年以上営業を休止したとき。
  - ④ 廃業したと認められるとき。

- 3 アスファルト混合物の配合設計の承認
  - (1) アスファルトプラント業者は、表1-1及び表1-2に示すアスファルト混合物の種類について、その配合設計を作成し、アスファルト混合物配合設計承認願い(様式-2)を建設技術センター所長へ提出し承認を得るものとする。
  - (2) 表 1-1 及び表 1-2 以外のアスファルト混合物を使用する場合についても、3 (1) によるものとする。
  - (3) 承認を得た配合に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。
  - (4) 加熱アスファルト混合物配合設計の承認は、材料、品質、配合等の 内容に変更がない限り、1年間有効とする。ただし、再生加熱アスフ ァルト混合物は、6ヶ月間有効とする。
  - (5) アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者(使用者)に対して、アスファルト混合物を供給する際に、下記①~③を交付しなければならない。
    - ① アスファルト混合物配合設計承認の写し
    - ② アスファルト混合物配合報告書(様式-3)
    - ③ アスファルト混合物配合設計書(様式-5)(各種試験成績表を 添付)
- 4 アスファルト混合物の使用報告

アスファルト混合物を使用する者(施工業者)は、使用する前に、アスファルト混合物使用報告書(様式-4)に3(5)の①~③の書類を添えて、工事発注者へ提出しなければならない。

5 アスファルト混合物の種類 アスファルト混合物の種類は、表1-1及び表1-2のとおりとする。

表1-1 加熱アスファルト混合物の種類(標準混合物・耐流動混合物)

種類項目	瀝青 安定処理	粗粒度 アスファルト混合物	密粒度 アスファルト混合物	細粒度 アスファルト混合物	密粒度ギャップ アスファルト混合物	開粒度 アスファルト混合物	ポ <sup>°</sup> -ラス アスファルト混合物
最大粒径	40 • 30 • 20	20	20 · 13	13	13	13	20 <b>·</b> 13
標準アスファルト量	4.0~6.0	4.5~6.0	5.0~7.0	6.0~8.0	4.5~6.5	3.5~5.5	4.0~6.0
アスファルトの 種 類	ストレートアスファルト 60~80	ストレートアスファルト 60~80 ポ゚リマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60~80 ポ゚リマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60~80 ポ゚リマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60~80 ポリマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60~80 ポ゚リマー改質 I・II型	ポッペー改質 H型

- [注1] 標準混合物とはストレートアスファルト、耐流動混合物とは改質アスファルトをいう。
- [注2] 開粒度アスファルト混合物は、一般に空隙率の大きな混合物の総称であるが、本要領では次の区分とする。
  - ・開粒度アスファルト混合物 (13): すべり止め舗装や歩道の透水性舗装などに用いる混合物
  - ・ポーラスアスファルト混合物 (20・13): 排水性舗装や低騒音舗装、車道 の透水性舗装に用いる混合物

表1-2 再生加熱アスファルト混合物の種類(標準混合物)

項目	再生瀝青 安定処理	再生粗粒度 アスファルト混合物	再生密粒度 アスファルト混合物	再生細粒度 アスファルト混合物	再生開粒度 アスファルト混合物
最大粒径	40 · 30 · 20	20	20 · 13	13	13
標 準 アスファルト量	4.0~6.0	<b>4.</b> 5~6. 0	5.0~7.0	6.0~8.0	3.5~5.5
アスファルトの 種 類	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト

- [注1] アスファルト再生骨材配合率は、30%以下とする。(「再生資源の利用基準」 (平成12年8月1日 宮崎県土木部))
- [注2] アスファルト再生骨材の品質は、「舗装再生便覧」を参考に適切に管理すること。
- [注3] 宮崎県における再生加熱アスファルト混合物は設計針入度70程度又は設計圧裂係数  $0.60 \sim 0.90 \text{ M Pa/mm}$  を標準とする。
- 「注4〕再生アスファルトは、旧アスファルトに、新アスファルトおよび再生用添

加剤を加えたアスファルトのことであり、「舗装再生便覧」を参考に品質を 確保すること。

- [注5] 再生アスファルトの品質は、定期的に年2回以上の頻度で確認する。また、 再生骨材の品質に変化が見られた場合には、そのつど確認する必要がある。
- [注6] 再生加熱アスファルト混合物は、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しないものとする。(「再生資源の利用基準」(平成12年8月1日 宮崎県土木部))
- [注7] ポーラスアスファルト舗装発生材は、一般のアスファルトコンクリート発生材と粒度が大きく異なり、またポリマーを多く含有していることから、配慮が必要である。

#### 6 品質管理

アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者にアスファルト舗装の材料の試験結果や試験成績表及び品質を証明する資料等、関係資料を提供するものとする。

#### 附 則

この要領は、昭和56年9月24日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成2年3月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

宮崎県県土整備部長 殿

(申請者) 会社名 代表者名

アスファルトプラント承認願い

アスファルト混合物を製造する機能を有したアスファルトプラント工場と して下記のとおり必要図書を添えて提出しますので、御承認願います。

記

- 1 アスファルトプラント調査表
- 2 添付図書
  - (1) アスファルトプラント位置図 (S = 1/50,000以上)
  - (2) アスファルトプラント全体平面図
  - (3) 全景写真
  - (4) 材料置場・試験室等の部分写真
  - (5) その他必要な図面、資料等

文書番号

年 月 日

殿

宮崎県県土整備部長

## アスファルトプラント承認書

年 月 日付で提出されたアスファルトプラント承認願いについて、調査の結果、下記により承認する。

なお、条件及び指導事項については早急に改善されたい。

記

アスフ	アルトプラ	ント名	
所	在	土	

- 1 条 件
- 2 指導事項

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿

住 所アスファルトプラント名代 表 者 名

アスファルト混合物配合設計承認願い

当会社において製造される下記のアスファルト混合物の配合設計は、別添 (様式-5) のとおりでありますので御承認願います。

記

1 アスファルト混合物名

(														
		アス	ファバ	レト沿	昆合体	物配	合報	告書	ŝ		_		_	
		<b>屋</b> ル									年	)	目	日
		殿	F	フフフ	マル	・トプ	ラン	ト夕						
				合設			/ •	1 4						
- + <i>h</i>	<i>τ1.</i>		н	1 11 150	ты п	. 1								
<u>工事名</u> 位	<u></u> 称 置													
<u>///</u> 搬入予定														
<u> </u>														
<u> </u>	11 6.0 5.01	西己	合	$\mathcal{O}$	設	計	条 /	件						
標準、耐流動、	アスフ	ファルト	突	固め	ア	スファ			最大粒	径	アス	ファ	・ルー	(n)
その他の区分	混合物	かの種類	[	回数								種	類	
特筆事項		//	LLJal	/ <del>**</del> ^	-n - 1	\ H	. ,	<i>(</i>	再生骨	材配	合率			
45 P.J	生17年 4	使用	<del>,</del>		., ., .	·に用			<b>.</b>			,	-r.	
種別	製造会	往名	車	欠 化	2 点	í	争	<u> </u>	入 度			Ł	重	
新アスファルト 再生アスファルト														
17年////////			再生力	hn執っ	スファル	ト混合	物の	<b>下</b> 刻	<b>经</b> 数	1			MP	a/mm
アスファルト	供給元	- 1	<u></u> 表大密			7.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1			. <i>レトタ</i> へ 3アスファルト金	<u> </u>	宇 倡	<b>オオ</b> σ.		<u>a</u> / iiiii i分量
再生骨材	V 10 D 2 S		V V III /		1	,	<u> </u>		.,,.	17	1.	1.4	1000	->-
再生用	製造会	社名	重	<b>功</b> 料	i	Ē	5	<u> </u>	人 点		犯	ː	度	
添加剤														
	呼び名	産 地	表乾	北重	見掛	比重	吸水	金	すりへり減	量	安定	生	石	質
粗骨材	号													
	呼び名	産地	表乾」	₩ 番	日出	比重	吸水	/ 昌	安定性	ŀ.	そ	O,	<u> </u>	也
細骨材	中口油	庄 地	衣料加	七里	九街	儿里	· 5X/J	、里	女足[	<u>r.                                    </u>	٠	V,	<u>/   </u>	12
\u2011.b1														
フィラー	産	地			J	比	重			7	- O.	) {	也	
			配		<u>合</u>		表	\ D						
アスファルト量	密度		10			成粒	``		重量百分		0	0 15		
0/	/ . 6	26.5m/m	19	13	. 2	4. 7	5 2	2. 36	0.6	0.	3	0. 15	) 7	5 μ m
% 新AS %	g/cm3 理論密度			飽和	<b></b>	<b>学</b> '	 定度	7	ロー値	番れん		·	<u>」</u> 矮ル	係数
1EAS %	工順仙汉	工序		H [기다	<u>IX</u>	— 久)	<u>n_/Z</u>	+		当归	以处处	х ,	<u> </u>	· VN XX
, HATE 1 /0 I	ア	スファル	ノト混り	合物と	出荷》	温度計	十定其	月点木	食結果					
		T			効期		. =. /			3	判	定		

[注1] 再生加熱アスファルト混合物の配合設計について、設計針入度への調整を行う方法では軟化点、針入度、比重を記入、設計圧裂係数への調整を行う方法では再生加熱アスファルト混合物の圧裂係数を記入する。

月

日

年

日

- [注2] 再生骨材配合率を10%以下とする場合は設計針入度の調整及び設計圧裂係数の調整を省略してもよい。
- [注3] アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果の記入は任意とする。有効期限はアスファルト混合物の搬入予定時期を満足するものとする。判定は、合格又は不合格のいずれかを記入する。

土木事務所長 殿

アスファルト混合物使用報告書

次の工事について下記のとおり使用するので報告します。

工事番号

工事名

路線名

箇 所

請負金額

記

- 1 使用するアスファルトプラント名
- 2 アスファルト混合物の種類

アスファルト混合物	アスファルトの種類	アスファルト量	最大粒径	使用数量
の種類				

#### 3 添付図書

- (1)アスファルト混合物配合設計承認の写し
- (2)アスファルト混合物配合報告書(様式-3)
- (3)アスファルト混合物配合設計書(様式-5)(各種試験成績表を添付)

	アスフ	ァルト混合	物配合設	計書	
混合物種類		_			
報告年月日		年	月	目	
A 41 6					
会 社 名					
添付図書		各種試験成績	表を添付		

# アスファルトプラント調査表

工事	所在	地							
	会	社	名						
	工	事	名						
	設置	置箇	所						
	工事	責任者	首名 .						
	人員	員構	成	(別紙	氏に役職、.	氏名を /	へれ系統	<b>充図を作成</b>	えのこと)
			•						
アスフ	アル	トフ	゜ラン	<b>'</b>					
	敷地	也面	積						m²
	能		力		/バッチ	kg		/時間	t/H
	設置	年月	日						
	常設化	反設0	つ別						
	アス	ファ	・ルト	プラント	製造会社名	I			
	形		式						
	種		類		全自動	半	自動	手	動

者の氏名を記せ	上(免許の写し要)		
公害防止管理	世者(種類も要)		
危険物取扱責	<b>賃任者</b>		
電気主任技術			
电八工 1110円	· · ·	 ンている場合は会社名	)
乾燥設備作業	美主任		
特殊運転免許	F者 <sub></sub>		
2 材料の品質、			
各材料の成分		けること。	
(1) アスファ	・ルト		
貯蔵方法			
加熱保温方法			
(2)骨材			
貯蔵方法			
雨覆の方法			
貯 蔵 量	t	基	
(3)石粉			
貯 蔵 方 法			
貯 蔵 量	t	基	

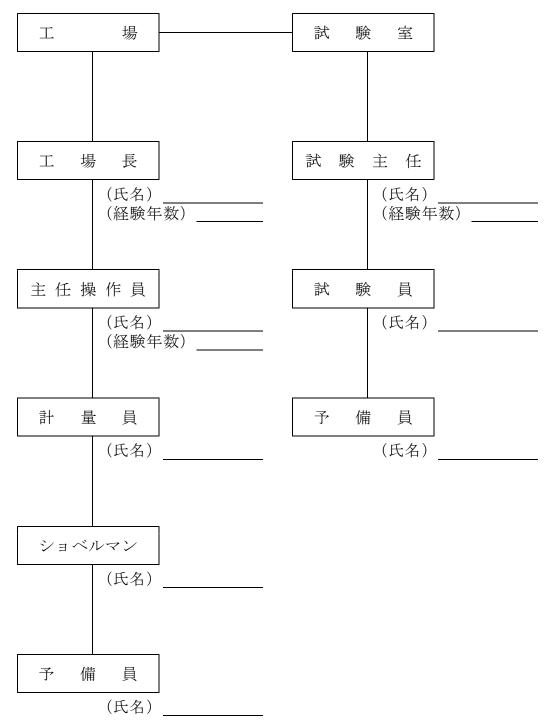
1 次のアスファルトプラント運転に関して公に認定されている常駐の技術

(4) 燃料タンク		
使用燃料の種類		
貯 蔵 方 法		
貯 蔵 量t	基	
油漏対策		
(5) 使用材料の産地及び会社名を記せ		
3 アスファルトプラントの機構及び設備		
(1) 骨材供給設備		
コールドビン数	基	
コールドビンへの骨材供給方法	<u> </u>	台数
フィーダ型式、能力、制御方法		
骨材の吐出量の点検を行った成績表及	びキャリブレー	・ションを行った関
係図を提出のこと。		
(2) 骨材乾燥・加熱設備		
骨材投入装置型式、能力(t/hr)		
バーナー型式、能力 (t/hr)		
自動調整の有無		
(3)集じん設備及び回収設備		
集じん装置名一次		欠
回収ダストの処理方法		
回収ダストを合材に使用する場合の計	量方法	

Ý₹	5水処理	力法	<u> </u>													_
ジ	比殿槽の	容積	責													_
(4	1)ふる	い分	分け設	忧備	(ス	クリ	<u>-</u> ;	<b>/</b> )								
	ふるい															_
	オーバ	ミーサ	トイス		フロ	ーハ	ペイラ	プの	有領	<b>⊞</b> :						
			, ,				, ,	,	11 7							_
(5	5)ホッ	・トヒ	゛ンお	よて	が計	量設	と 備									
	ホット	・ビン	/													
No.	粒	度	容	積	ビ	ン内	列残量	量検	知る	有無		オー	- ノヾ・	ーフ	ローパイプ	
																1
	thn 裁加	+++±	ν́н <del>ь</del> г	ı ≑Æ ₽	異の	<b>七</b> 细	Ĺ									
																_
	計量器	かな	型式 _													_
	計量器	骨の精	青度 _													_
<del>,</del>	 才	 斗	上	+	日		星	<u>/\</u>	日	成	卦	 - 昌·	<del></del>		落差補正の有無	7
	7 <u>7</u>	<u> </u>	以		Н	<u> </u>	权	<u>√1.</u>	Н	2001.	ДΙ		//	14	谷左州エツ行無	-
		<del>,</del> 分														-
アン	スファバ															-
			•													_
	計量記	己録計	∤の有	無												_
	計量器	骨の定	<b>Z期点</b>	検	の検	定書	音を打	是出	のこ	こと						
( 6	3) 混合	設備	前													
	ミキサ	-一製	<b>炒造会</b>	社					型;	弋			育 	<b></b>		_

	ライナと羽根先端の間	隔	
	アスファルトスプレー	パ	
	保温装置有 ·	無 アスファルト噴霧圧力_	kg/cm2
	(7)入荷・出荷方法		
	トラックスケールの定	期点検の検定書を提出のこと。	
4	運搬		
	最大運搬範囲	km	時間
	運搬車(自家用)	t 車	台
	(チャーター)	t 車	台
5	品質管理		
	(1) アスファルトプラン	トの各設備、材料及び混合物の	定期試験は、ア
	スファルト混合所便覧	及び関係諸基準類に基づき定期	的に毎回実施し
	ているか。		
	①設備の点検	回/年	
	②材料の基準試験	回/年	
	③混合物の基準試験 -	回/年	
	(2) 試験室の器具の配置	図を提出のこと(S=1:50	0以上)
	(3) 試験器具名、試験項	目、頻度は別紙記入のとおり	
	(4) 試験室(品質管理)	に従事する人数	人
	責任者 氏名	経験年数	

6 次の職種の氏名および経験年数を記入せよ。



## 試験器具名、試験項目、頻度調べ

試	験	器	具	Stet	量量		項	頻	度	

## アスファルトプラント承認基準

- 1 アスファルトプラント運転に関して公に認定されている次の技術者が常 駐していなければならない。
  - (1)公害防止管理者(公害対策基本法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法)
  - (2) 危険物取扱責任者(消防法)
  - (3) 電気主任技術者(電気事業法、保安遂行することが困難な場合は業務を委託することができる。)
  - (4) 乾燥設備作業主任(労働安全衛生法)
  - (5)特殊運転免許者(労働安全衛生法)
- 2 材料の品質、規格と貯蔵

材料は舗装施工便覧、舗装設計施工指針及び舗装再生便覧等(以下「関係諸基準類」という。)で定められている品質、規格に適合したものでなければならない。

- (1) アスファルト
  - ① アスファルトタンクはプラント能力に応じ、作業に支障のない容量を貯蔵できるものでなければならない。
  - ② アスファルトタンクは、アスファルトをセイボルトフロール75~ 150秒 (約150 $^{\circ}$ C~160 $^{\circ}$ C) に加熱貯蔵できるもので温度を一定に保 つよう温度調整装置の付いているものでなければならない。
  - ③ アスファルト貯蔵装置又は供給管内の適当な位置に自記温度計を タンクの外部に内容量が確認できるような検尺装置を設置していな ければならない。
  - ④ アスファルトタンク検尺装置及びその温度計は年1回以上の点検 を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合は この限りではない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所 便覧による。)

## (2) 骨材

- ① 骨材の貯蔵量は、プラント能力に応じ、出荷量の5日分程度確保 しておかなければならない。ただし、供給システムを確立している 場合は3日分程度確保できればよい。
- ② 貯蔵方式は、各サイズごとに区分され、他のサイズのものと交り合わないようにしていなければならない。
- ③ 骨材は屋根を設けるか、常設の覆いをかけなければならない。

#### (3) 石粉

石粉の貯蔵は湿気を防ぐ密閉式の構造でプラント能力に応じ、出荷 量の2日分程度確保しておかなければならない。

#### (4)燃料タンク

- ① プラント能力に応じた十分な容量を確保できるものでなければならない。
- ② 燃料タンクは、消防法で定められた規定を守り所定の位置に設置し、タンクの周りに油分が外へ流出しないような処置をしなければならない。

### 3 プラント機構及び設置

各設備の詳細については、アスファルト混合所便覧に基づくものとし、 所定の品質のアスファルトを製造できる能力を有するものでなければなら ない。

#### (1) 骨材受入

骨材の受入れに当たっては、数量を確認し品質について観察評価を 行い、異常を認めた場合は、必要に応じた試験を行わなければならな い。(ふるい分け試験・比重吸水量)

#### (2) 骨材供給設備

- ① ホッパ装置は、正しく作られ、各サイズ等に分離して取り扱わなければならない。
- ② フィーダ装置のゲートの開き、モーター回転数など正しくセット され必要量を供給できる構造でなければならない。

また、ゲートの開き及びモーターの回転数と骨材吐出量の関係を

計算した関係図を作成しておかなければならない。

③ 骨材供給設備は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合はこの限りではない。(点検方法はアスファルト混合所便覧による。)

#### (3) 骨材乾燥 · 加熱設備

- ① 骨材投入装置は、骨材供給設備から送られる骨材をドライヤに送り込むのに十分な構造であり、ドライヤ投入口は、骨材の付着防止及び、シュート外への落下防止装置を設けなければならない。
- ② ドライヤは送られてくる骨材を十分に加熱乾燥拡散する構造で骨材の含水量や供給量の変動による加熱骨材の温度変化を少なくするためドライヤバーナの燃焼状態を自動的に調整できるものでなければならない。
- ③ ドライヤの吐出口付近に自記温度計を設置し、骨材温度を測定できるようにしていなければならない。

なお、温度計は、年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所便覧による。)

#### (4) 集じん設備及び回収設備

集じん設備はプラントより排出される公害対策基本法の対象となる 粉じん、硫黄酸化物等が、排出基準値以下となる構造でなければなら ない。

また、回収ダストは、適切な方法により処理しなければならない。

#### (5) ふるい分け設備 (スクリーン)

① ホットエレベータより送られた骨材を粒度別に完全にふるい分ける装置でなければならない。

また、オーバーサイズの骨材が各ビンに混入することがないような機構でなければならない。

- ② スクリーンのすり減り、破れ、目詰り等の点検を定期的に行わなければならない。
- (6) ホットビン及び計量設備
  - ① ホットビンは各ビンに一定量以上になったらビンの外に骨材を排 出するオーバーフローパイプが取りつけられ、ふるい分けた骨材が

混じらないようになっていなければならない。

- ② 各ビンには骨材の残量を検知できる装置を備えることが望ましい。
- ③ ビン内に貯蔵した骨材のふるい分け試験用の試料採取口を設けて いなければならない。
- ④ 計量設備は、加熱骨材、アスファルト、石粉等の個別の計量槽と 計量器から構成されており、計量槽はそれぞれ1バッチ分計量でき る容量のもので、計量器は各材料の計量値を表示する表示装置や記 録装置、計量誤差を防止する落差補正機構等を備えていなければな らない。
- ⑤ 計量器は年1回以上の点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場合は、この限りではない。(目標値及び点検方法は、アスファルト混合所便覧による。)

#### (7) 混合設備

① ミキサー内側に取りつけられたライナと羽根先端との間隔は20mm 以上おいてはならない。

また、排出口は、混合物を分離しないよう速やかに排出できる構造のものでなければならない。

② アスファルト吐出装置は、散布終了後のアスファルトのあとだれ 防止を十分配慮した構造のスプレーバでなくてはならない。

また、アスファルト及び再生用添加剤の吐出装置は年1回以上の 点検を定期的に行わなければならない。ただし、設備を更新した場 合は、この限りではない。(目標値及び点検方法はアスファルト混 合所便覧による。)

#### (8) トラックスケール

混合物等の入荷、出荷管理を行うためトラックスケールを設置しなければならない。

なお、計量法で定める検定及び2年に1回の定期検査を受けなければならない。

#### 4 運搬

トラックは、トラック底を清掃して、付着防止材を塗布し、カバーシートをかけて運搬するものとし、アスファルト混合物積込み完了時から荷下ろしするまでの運搬時間は、一般に2時間程度までである。しかし、諸事情によって長時間あるいは、長距離の運搬を余儀なくされる場合は、混合物の保温および運搬上の安全に対し適切な処理を行わなければならない。

#### 5 品質管理

(1) アスファルトプラントの各設備、材料及び混合物の定期試験並びに 日常の品質管理試験は、アスファルト混合所便覧及び関係諸基準類に 基づき実施するものとする。

また、試験結果は、品質を保証するための重要な資料であり、適切 に書類の整理及び保存をしておかなければならない。

- ① 設備の点検 1回以上/年
- ② 材料の基準試験 2回/年
- ③ 混合物の基準試験 2回/年
- (2) アスファルトプラント設置場所に試験室および試験設備を完備していなければならない。
- (3) 試験設備として、最低でも次のものを整備していなければならない。
  - ① 骨材のふるい分け試験器具一式

ふるい一式  $(26.5 \text{ mm} \sim 75 \mu \text{ m})$  はかり (容量  $2 \sim 20 \text{ kg}$ )

ふるい振とう機

乾燥炉

② マーシャル安定度試験器具一式

マーシャル供試体用タンパー一式及びモールド

マーシャル安定度試験器具一式

密度測定器具一式(容量5kg程度のはかり、恒温水槽)

③ 抽出試験器具一式(ソックスレー)

 $3 \sim 6$  組

ふるい一式  $(26.5 mm \sim 75 \mu m)$ 

はかり (容量5 k g程度、感量 0.5 g以下)

- ④ 骨材の比重及び吸水量試験器具一式
- (4) 試験室には試験に必要な人員を確保していなければならない。
- 6 アスファルトプラントの運転には、次の資格を持っていなければならない。

アスファルトプラント組織表

